

特殊詐欺が多発しています!!



今年に入り、福井県内で特殊詐欺による被害が急増しています。また、被害者の9割以上が高齢者です。不審な電話はすぐに切り、困った時は1人で悩まず、まず消費者相談窓口にご相談ください。

主な手口は次のとおりですが、犯人は次々と手口を変えてみなさんを狙っています。「わたしはだまされないから大丈夫」と油断することなく、日々注意をお願いします。

【オレオレ詐欺の一例】

息子を名乗る犯人が「今病院に行ったら、喉にポリープが出来ていた。」「気が動転して病院に財布や携帯電話、会社の通帳や書類が入ったカバンを置き忘れて盗まれた。」などと、複数回に分けて電話があり、その後「実は、今日中に会社の関係で●●万円を準備しなければならない。上司がいくらか準備してくれるが、残りの半分を用意してくれないか。」などと連絡がある。被害者は「息子が会社をクビになるかもしれない」と思い、現金を準備し、犯人の「家の近くに上司が行くから、その人にお金を渡してほしい。」という言葉信じ、自宅近くまで来た犯人にお金を手渡ししてしまうもの。

【架空請求詐欺の一例】

証券会社社員を名乗る犯人Aが「〇〇会社の株を買う権利が当たりました。」などと電話をかけ、被害者が断ると「買わないのなら他の人に名義を譲ってほしい。」と言い、了承すると、後になって〇〇会社社員を名乗る犯人Bから「名義を貸したのか。名義貸しは違法だ。発覚したら逮捕される。」などと不安をあおり、「解決するため●●万円を用意してほしい。」と話し、被害者が「お金を払えば逮捕されない」と考え、現金を準備して犯人に交付(宅配便、手渡し)すると、その後も犯人Bから「Aがつかまった。Aの分もお金を払ってもらう必要がある。また、保証供託金が必要だ。払ってもらったお金は後で必ず返す。」などと言われ、さらに犯人に現金を交付してしまうもの。

【還付金詐欺の一例】

犯人から「役場福祉課の〇〇です。医療費の還付金があり、今日中に手続きをしなければ、還付金は受けられません。近くのスーパーやコンビニのATMに行ってください。」「手続きの方法は電話で教えるので、携帯の電話番号を教えてください。」などと言い、被害者を金融機関以外のATMに行かせ、ATMに慣れていない被害者は、犯人の指示に従いATMを操作し、自分の口座から犯人が利用する第三者の口座に現金を振り込んでしまうもの。さらに犯人は「手続きが失敗しました。もう一度言う通りに操作してください。」などと言って、繰り返し振り込ませ、「利用明細はすぐに捨ててください。」などというもの。

「多重債務者相談強化キャンペーン 2016」にかかる 多重債務者無料相談会の開催について

福井県では、国が実施する「多重債務者相談強化キャンペーン 2016」の呼びかけに応じて、福井県弁護士会、福井県司法書士会、各市の協力を得て多重債務者無料相談会を下記のとおり開催します。1人で悩まず、お気軽にご相談ください。

嶺北会場

日時 11月27日(日) 午前10時～午後3時
場所 福井県消費者生活センター (福井市手寄1丁目4-1 アオッサ7階)
予約受付 TEL 0776-22-1102

越前市会場

日時 12月3日(土) 午前10時～午後3時
場所 越前市消費者センター (越前市府中1丁目2-3 センチュリープラザ1階)
予約受付 TEL 22-3773

消費者相談窓口・問合せ 総務課 ☎ 47-8000 県消費生活センター TEL 0776-22-1102